

課題研究  
II-2

## 障害児の教育を受ける権利

### —権利としての障害児教育 そのⅢ—

- 三島敏男(都立江東聾学校) 小林はるよ(東京大学院) 松田十久子(東京大学院), ○金田利子(麻福祉大学) 田中昌人(京都大学) 鶴井慶雄(大阪市立音楽学校) 河野勝行(日本身体障害者友愛会) 牧田浩(東大阪市教育研究所) 河添邦俊(島根県立浜田聾学校) 平野日出男(高知県立高知聾学校) 秦安雄(麻福祉大学) 藤本文朗(福井大学) 戸崎敬子(高知大学), ○藤井力夫(名古屋大学院) 平原春好(東京大学) 飯野節夫(大分大学) 清水寛(高知大学) 小林烈(麻福祉大学) 田中杉恵(大津市民健康相談所)

#### はじめに

われわれは、日本の教育科学者の自主的・民主的な全国的研究組織としての本学会が、その第27回目の大会をもって、はじめて、未解放部著の子どもや、障害をうけさせられている子どもなど、差別を集中的・集積的に加えられている子どもたちの教育問題の研究を学会全体の共通研究課題として位置づけたことの国民教育創造の上でひけたす意義を積極的に評価し、共同研究体制を組織し、実践と理論を結合した科学運動の体制・方法を創造しつつ、3年間にわたり系統的にその課題を追求してきた。

本課題研究における、学会での報告をテーマのみ記すならば次のとおりである。

#### 第1年次(1968年度大会)

- I. わが国における障害児の教育権の歴史
  - (1)天皇制公教育体制下における障害児の教育権 (2)憲法・教育基本法と障害児の教育権

#### II. 障害児の教育権保障の実態 —未就学障害児の実態と運動

#### III. 発達への権利保障

#### 第2年次(1969年度大会)

- I. 障害児の発達を保障する教育実践(重複障害児学級の教育実践を中心として)
- II. 障害児の実態とその教育権を保障する教育運動
- III. 全面発達の権利を保障する障害児の教育論の試み —ソビエト教育学との比較教育史的研究

今回には、これまでの一連の共同研究の成果にもとづきつつ、さらに、①わが国における戦後の障害児の教育権をめぐる運動と政策の歴史、②障害児をふくむすべての子どもたちの全面発達の保障をめざす教育の運動・実践、③3年間にわたる本課題研究の総括と展望、の3点について問題提起をむこなう。

#### I. 戦後「特殊教育」政策と障害児の教育権獲得運動—60年代までの総括と70年代への課題

戦後、政府の「障害者対策」は、「60年代において「飛躍的発展」をとげ、とくに、60年代末から70年代にかけて、「特殊教育」「心身障害者福祉」の制度的整備がすすみ、その施策は「分化と統合」の「調和的発展」を示し、いまや「量から質へ」の段階に入りつつあるとさえいわれる。その根柢として、「特殊教育の基本的施策のあり方」報告(68)、「心身障害者対策基本法」(70.5.制定・公布)等がよくあげられる。しかし、その「分化」とは障害者が主権者としてだれにちゆすりわたすことのできぬ、また、いかなるものとも代替せぬひとつの権利を徹底的に守ることを保障するものであろうか。また、その「統合」とは、いかに障害の重い者にも全面発達に必要な諸権利を統一的に保障するものであろうか。このような問題意識にたって、戦後の障害児の教育権をめぐる歴史的状況を運動と対策の緊張関係の下に分析し、障害者を含むすべての国民の教育権獲得の運動の方向と課題を提起する。

## II. 全面発達をめざす教育運動・実践

1). ここでは、工の研究成果を受けつき、教育運動・実践の理論化に焦点をしづびり教育権保障の内実にせざりたい。すなわち、権利獲得としてこの障害児教育を国民教育創造の運動のなかですすめることによって、あきらかにしてきたことのなかから、今日もっとも重視してゆくべき教育運動・実践上の課題について問題を提起したい。

2). 資本による分断支配のもとで「学校へ行きたい」という在宅障害児の教育要求は、集団活動を保障しない訪問家庭教師制度のような形ですりかえられようとしている。施設や学校での教育においても、自主的に選択する余地のない活動が一方的に与えられ、個々人の非個性的な社会化だけがおもとめられており、自治活動の保障がなく、形式的な集団はあっても、真の集団が保障されていない。さらに義務教育期間以後の労働要求もまた、創造性を必要としない一面的な作業にすりかえられている。このような現状のなかでは、真の発達研究がおこなわれなければ「教育」の名において分類逸脱、時空間の窮乏・毒性化・差別の拡大再生産への「発達」をあゆまされることになる。

3). つぎに、こうした現状把握のもとに、その変革をめざして現在すすめている教育運動・実践の特徴について要約してのべる。一つには、父母・教育・民生・医療労働者の発達保障と障害児のそれとを統一させた運動が就学猶余・免除をやめさせ、長欠・離学を改善させる運動として発展しているということ。二つには、教育内容の変革に関してであるが、量としての知識だけではなく、質としての創造的個性を集団の力をつよくしていく中で実現するようにとりくみはじめていること。三つには、障害児の権利の獲得と労働者階級のそれとの関係があきらかになり、統一戦線の運動のなかでこそ、各自の全

面発達が実現できるということを把握しはじめていること。

4). 以上のような実態と運動をふまえてここでの問題提起にうつる。はじめに、上記の運動の中で確認されたのであるが、障害児教育をあくまで、普通教育の一環としてとらえることを前提とする。すでに、国民教育運動の中で明らかにされつつあるように、全面発達は集団・労働（あそび→学習→労働）、自治の三要素を統一的に保障する一貫した労働教育（広義）の中で実現される。子どもはあそびをとおしてきにえられ創意工夫をうみだし、意欲的な生産労働と集団形成への土台をきずいていく。また、その過程で必ず知的欲求が生まれ学習に自発的にとりくむようになり、科学的な認識を獲得する。そしてこの筋道は生産労働の中での労働教育（狭義）の重視として発展してゆく。さらに管理制度のきびしい現状のなかで国家権力などの介入をくいとめ、集団の方針を自らが自主的にきめるためには、集団の自治を守らねばならない。このにかいの中で、集団が自主的かつ規律的な高度なつながりをもつものとなると同時に個々人の創造的な個性もまた獲得される。学習内容も、差別の問題を重要な軸として系統的に発達を保障するものに変革される。また、この過程の中で自らの権利獲得運動の筋道を全国民的な課題の中で明らかにしてゆくことができる。

しかるに、現状では2)のべたように三要素は分断され真の集団を保障しない差別・選別の「教育」がますます強化されようとしており、その傾向は障害児教育の上にとくに大きくおよんでいる。この様な中で、労働権・自治権とはらんで集団権を重要な権利の一つとして位置づけ、この権利の獲得を軸にして真の教育権の回復をからとつてゆくことが、今きわめて重要な、障害児教育の課題なのでないだろうか。保育研究の中でもとりくみはじめしてきたが、発達と

集團との関係をさらに明確にしてゆくことが重要であろう。

### III. 科学としての障害児教育学の構想

——現代「特殊教育」論の批判的検討をとおして

1)ここではI、IIの研究成果を受けつき、教育科学論に眞實をしづびり、障害児教育実践に責任をもつ立場から、今日の教育科学の發展のための前提として、「実践から育てた理論を実践へ」という環流的関係のもとに、「差別・発達」「歴史」の三つの構成を統一的に把握することの必要について教育科学の問題として提起したい。

2)手続きとして、現代の支配的な「特殊教育」論の批判的検討をとおして問題提起する。

現代「特殊教育」論は、つねになんらかのかたちで教育実践と結びつき、理論化し、障害児への教育機会の拡大をはかってきたり。それにもかかわらず、つきのような社会的諸結果に直面せざるをえずかっていきう社会的事態を惹きあわせるとき、この帰結から、われわれは「国民のための教育科学」の創造にあたって前提となるいくつかの問題をひきだすことができるであろう。

a. 現代「特殊教育」論は、「特殊教育の振興」策の理論的支柱として、障害児への教育機会の拡大に貢献してきた。

b. しかるに、「能力に応じた」「教育の機会均等」という形式的保障のみに終らざるをえなかつた。

c. そればかりではなく、「教育の機会均等」の具現化としての「特殊教育」は、「能力・特性に応じた」「教育的配慮」をテコとする教育への反動的再編に、積極的に協力し、その本質を隠蔽する役割をもつていった。

3)このことは、究極的に、現代「特殊教育」論が、現代日本の労働者階級の歴史的課題に

応えることを志向して構築化されたものではないことに求められるが、つきのような諸特徴をもつて社会的に機能したことにより、この科学自体が政治的反動化に協力せざるをえない内在的必然性をみとめることができるものであろう。

a. 障害児教育においては、その教育の成立前提として、とりわけ子どもの生活現実に根ざさざるをえないにもかかわらず、教育の成立前提を、未就学のまま放置され全生活過程において生きるために必要な諸権利が剥奪された障害者の差別された生活現実にかかわりなく「差別を「偏見」の問題としてとらえ、一面的な生活と教育との結合をはかっていった。

b. それは、あくまで「抽象能力の劣る」子どもとして、生物社会学的宿命論の立場に立ち、労働との結合においても「学校工場方式」等にみられるごとく、資本の要求する「能力」に追従したかたちで「社会的自立」を唱え、「立派な精神薄弱」を教育の目標としていった。

c. したがって、「現代の貧困化や、「被障害化」の社会的要因とともにかわりなく、現実の障害者を「類型」論、「*educable, trainable*」論的把握することを通じて「能力に応じた」反動的再編の社会的基調と化した。

4)以上のことから、科学化の前提として、つきのことを把握し、論をすすめたい。

第一に、あくまで教育実践に責任をもつ立場から、その課題に応えるべく、そこであらわれた矛盾に着目し、その克服の方向を「実践から育てた理論を実践へ」という環流的関係のもとに科学化していく。

第二に、子どもの発達を保障する教育の制度内容・方法を科学的に明らかにしてゆくために、子どもの生活現実のほかから、人間としての願いや要求をひきだし、組織していくことがオ一次的であること。いいかえれば「期待のシステム」の理論化から生じる。

第三に、さらに、「教育が可能でなければならない」ということを、教育科学の科学化への課題として受けとめ、民主的な運動と正しく連携して権利を獲得していくみらすじを明らかにすることを志向する。

#### IV. 「障害児の教育権」研究の総括と展望 —発達権思想の創造と憲法・教育基本法制への位置づけ

3年間にわたる本課題研究の成果を、われわれの集団研究体、研究方法論そのものの検討を小くめて総括し、障害者をかくむすべての国民の教育権保障のみちすじと、国民教育確立のための課題を、発達権思想の憲法・教育基本法制への確定の試み等をヒアして、提起する。（字数の制約上、ここではその論旨の基調を記すべしとする。）

##### 1. 共同研究の経過と成果の総括

(1) 課題意識と方法の検討——われわれの共同研究は、学会活動を広範な国民階層の権利を守り。創造する科学運動の一環である、と位置づけるところから始発した。そして、その運動の担い手は、いわゆる大学等の“研究者”にとどまるべきものではなく、障害者の教育・福祉・医療・労働等の諸権利を守るために働いている労働者はもちろん、従来、研究対象としてのみみなされがちであった障害者・父母自身をも研究主体として把え直し、実質的な共同研究者集団として組織し、さらに、国民の生活と権利を守る広範な運動。実践に深く依拠・連携して、いわゆる研究運動と要求運動とを統一的に結合した新しい科学運動としての集団研究体制のあり方を創造してきた。共同研究者集団の課題意識は、憲法・教育基本法制定後20数年をへた今日、生きること自体を費やかされ、激しい差別をうけている障害児の「教育を受ける権利」

(憲法26条)の問題の中に、国民の権利の侵害と保障をめぐる問題状況が集中的に示されているのではないだろうか、そうであるとするならば、障害児の全面発達を保障する実践と理論を創造することは、国民の権利を守り、さらに、憲法・教基法制を発展させていく上で不可欠かつ有効な提起となる、と考えたところにある。われわれは、その課題に向って、「差別・発達・歴史」の三つの観点を統一的にヒラえて研究視角に立って、Ⅲで述べた如く、“権利獲得としての教育科学”的方法論を創造しつつ、研究課題「障害児の教育を受ける権利」の実態、歴史、保障の道すじを、社会体制と教育権の問題の検討を小くめて、追求してきた。そして、以上の如き課題意識と方法は、障害者の生活と権利を守る運動。実践の中で、さまざまな領域と人々によって検証され、確かめられようといえる。

##### (2) 研究成果の重点的整理

(1) 実態調査研究活動から——①特に未就学在宅障害者とその家族の実態調査からは、就学猶予・免除制度が単に就学の機会を奪うだけに止まらず、「健常に生きる」権利の保障の手段をとりあげ、発達を“死の方向に”貪图化させ、家族の生活権・労働権等を剥奪し、心中・殺人というわれたちで互いの生存権を奪い合う關係にまで落しこめる機能を果してしまることが明らかにされた。政府・行政当局は未就学在宅障害者の実数さえ虚偽にはつかんでおらず、その判別委員会は選別・切り捨てを合法化する機関に転化しており、しかも就学免除の「願い出」を親に実質的には強制していることが多いこと、及び、就学免除手続きひきかえに福祉的処遇(精神児通園施設等)を与えるという制度。行政のあり方は、障害児が生き・発達するために切り離すことのできない「福祉」と「教育」を分断するものであり、これらも憲法の基本的人権規定への重大な侵害である。②一方、辛じて形

式的就学権を保障されている障害児の「特殊教育」は、教育基本法前文の示す教育像と対立させられている面がある。

(b)歴史的・比較教育学的研究から一①戦前の天皇制「公教育」体制から戦後の憲法・教基法制への転換の歴史的意義を、「國家への義務としての教育」から「国民の権利としての教育」への変革に求め、かかる変革を可能ならしめた人民の歴史創造の力に障害児の教育権確立のための歴史的基盤を見いだした。②憲法・教基法制の、とりわけ教育の機会均等、条項の成立過程の分析を通じて、本条項の能力に応じマ(ト)は「ひとしく」という権利の無差別平等性の原理を実質化するために必要な補充規定がこそあれ、「能力に応じて権利を分断・剥奪することを容認するものでは決してない」としながらも、この補充規定に求められた憲法理念は、いかにも障害が重かろうと、権利主体であるその子どもの「全面発達」に必要な教育をその発達の道すじにそくして保障する」とを含むものであり、その内容は教基法前文・第1・2条の規定の実現をめざす普通教育以外のものではないことを明らかにした。③権利の概念の生成・発展過程を社会発展史の中で把え直すことによって、資本主義と社会主義の両体制にみける権利のあり方を規定するものの違いを明らかにし、さらに、リビエトにみける障害児教育の歴史と障害児の「教育保障を要求する権利」を中心に分析することによって、基本的には、障害児をも含めてすべての子どもに人間たらしに必要な不可欠な共通教養としての「普通教育」が保障され、すべての人間の全面発達の保障がめざされていくことを指摘した。

(c)実践・運動とその分析から一いわゆる「重症心身障害児」教育不可能、不必要」とみなされてきた子どもたちに全面発達をめざす教育実践を試み、また全国的大規模で、障害者の権利保障のための研究・要求運動(「全障研」「障全協」、運動等)をすすめ、それらを理論的に再構成していく中で、障害児の教育権のなかみを実質的に確立していくために必要な発達保障の諸原則を豊かに創造してきた。その中で、例えば、障害児の教育権保障のために不可缺少な幾つかの原則(①教育権の主体をすべての障害児本人に平等に認めろ、②教育権を発達を保障するためには必要なことを学ぶという能動態として把える、③教育権を障害児の全面発達に必要な他の諸権利と統一的に結合し、権利相互

を代替関係におかせなし、④教育の内容は全面発達をめざす普通教育でなければならぬ等)を明らかにしてきた。特に、障害児の教育権、父母の生活権(労働権等を含む、広義)、教師の労働権が共に発達への権利として対等に連帶して、そこには必要な諸保障を、全國民的、民族的課題と正しく結合させ、統一戦線の原則をふまえて、国・自治体に向かって遂げていくところに、障害者を含む全ての国民の発達と社会の発展を統一的に実現していくことが可能となる、という確認は、「権利獲得としての障害児教育」研究の最も重要な成果の一つである。

## 2. 障害者の権利保障運動の方向と研究の課題

発達権を人間の全面発達と社会発展を統一的に保障する全人類史的概念として把え、障害者の権利保障運動の中に豊かに根ざしつつある発達要求・発達権思想を、人類の人权獲得の中に確定させることによって、憲法を守りかつ発展させる方向と手立てを提起する。それは、教科書裁判に於て、子どもの「自らを成長させる」権利を基軸に国民に教育権が帰属することを確認せしめた国民の権利要求運動の方向と一致し、さらに「国際労働機関の目的に関する宣言」が「精神的発展」追求の権利をも「国家及び国際政策の中心目的」として義務づけたことによるように、世界の労働者階級がその実現をめざしている方向、課題と共通のものを想うものである。